

勿凝学問 67

映画「サンキュー・スモーキング」のすゝめ
——天高く空に舞い日本中に知れ渡れパート厚年適用の意味——

2007 年 2 月 20 日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

サンキュー・スモーキングとは.....	1
ディベート「パート労働者への厚生年金適用拡大に断固反対すべきである！」	3
Case.1 短期決戦では相手の初動ミスを思いっきり利用しろ！	3
Case.2 みずからを弱者にたとえ社会の同情を誘おう！	7
Case.3 弱者の代弁者をよそおいみずからを正義の使者として振る舞おう！	9
Case.4 とりあえず威嚇してみよう！	14
Case.5 まだまだいけるぞ濡れ衣論法！	16
補論——社会保険適用と就労調整について.....	27

サンキュー・スモーキングとは

詳しい話はしないでおくが、先日、ニック・ネイラーのような人にあった。ニック・ネイラーとは映画「サンキュー・スモーキング」の主人公である。そして「サンキュー・スモーキング」とは——。

2006 年春、ハリウッドは一本の映画におののいた。本作「サンキュー・スモーキング」は公開直後、全米わずか 299 館の上映で興行成績ベスト 10 の第 10 位にランク・インを果たし、翌週には本年度の 1 館あたりの興行収入 No.1 の記録を更新。その快進撃がニュースとなり、公開数週間で伝説のカルト・ムービーの仲間入りを果たした。

映画「サンキュー・スモーキング」パンフレット

ストーリー

僕、ニック・ネイラーは、ワシントンのタバコ業界ロビイスト集団「タバコ研究アカデミー」の広報部長。さしずめニコチンのカーネル・サンダースといったところだ。・・・僕の専門は「情報操作（スピン）」。医学や法学の学位はないが、口先だけで相手を丸め込む。

映画「サンキュー・スモーキング」パンフレット

情報操作（スピン、スピニング）とは

辞書にはこうある。「動詞および名詞。世論に都合のよい影響を与えるため、偏った解釈を加えたり歪曲した状態で情報を流したり、他者の発言や行動をそのように解釈すること。そのようにして提供された情報」。

映画「サンキュー・スモーキング」パンフレット

サンキュー・スモーキングの主人公ニック・ネイラー。パンフレットには、「ニックに学べ！ 明日から使えるディベート講座」のページがある。

仕事ではたとえ正しいと思わないことだって、相手を納得させなきゃいけない場合もある。ディベートは不利な場面でも議論に負けないための護身術。・・・ニックからそのテクニックを学ぼう！

Case.1 視点をひっくりかえせ！

Case.2 あいまいな言葉は自分流に定義しろ！

Case.3 不利な土俵では戦うな！

（解説・茂木秀明 自治医科大学助教授）

映画「サンキュー・スモーキング」パンフレット

さてはさては、社会保障制度審議会年金部会パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ(WG)のメンバーとして、1月から週に2回ほどのペースで開催されてきた関連業界からのヒアリングに出席していた。このWGは1月18日から2月14日の間に9回も開催されたが、生まれてこのかたはじめての皆勤賞を達成！

理由は、おもしろいから(笑)。

ニック・ネイラーのような人にあっただのはそのWGの場であった。「ような人」——そう、ニックほどの冴えはなかったように思えるけど、とにかく「仕事ではたとえ正しいと思わないことだって、相手を納得させなきゃいけない」ということは十分に心得られていたし、「視点をひっくりかえせ、あいまいな言葉は自分流に定義しろ、不利な土俵では戦うな」などなど、ときどき論理に綻びもあっただが、ディベートのテクニックを十分にマスターされていた。彼が話しているとき、わたくしは、おもしろくっておっかしくってしかたがなかった。だってそうだろう、去年の11月頃に観た映画のクライマックス・シーンが目の前で展開されているんだから、これは楽しまない手はない。もちろん、ニックの立論に反駁などしてみても、その時も、十分に楽しませてもらった。でもそれだけではもったいない

ので、諸君、今日はディベート講座でも開いてみようかと思う。題材は、そうだな、やっぱり「パート労働者への厚生年金適用拡大に断固反対すべきである！」にでもするかい。君たちは、反対運動をしている事業主団体のスピナーにでもなった気分で遊んでおくれ。WGでニックがマシンガントークを連発しているとき、僕の想像力は、次のような遊びの世界に勢いよく旅だってしまった（笑）。

ディベート「パート労働者への厚生年金適用拡大に断固反対すべきである！」

Case.1 短期決戦では相手の初動ミスを思いっきり利用しろ！

昨年（2006年）の11月頃、厚労省は、20年勤務のパート労働者が厚生年金に加入したら、負担はいくらになり給付はいくらになるのかを試算した。

- 「厚生年金 パート加入 段階的拡大」
『朝日新聞』2006年11月19日朝刊

この試算は、パート労働者が新たに厚生年金に加入してもその厚生年金は決して掛け捨てにはならない制度——支払った保険料に基づく年金受給権が1ヶ月単位で積み上げられていく制度——であるにもかかわらず、パート労働者が厚生年金保険料を20年間支払わなければ給付を得ることができないと誤解されるおそれのある試算であった。こういう試算をするようにと、どこの政治家が厚労省に指示を出したのかは知らないが、これは政府側の単純なミスである。スピニングでは、こうした相手のミスを大いに活用したほうがいいだろう。

たとえば、パート労働者の平均勤続期間は、女性5.0年、男性3.7年程度でしかない。したがって、「パート労働者の厚生年金適用拡大は、労働者にとって掛け捨て年金への強制であり、これは財政危機に陥っている日本の年金の財政対策に過ぎない！」などと責めることができる。

もちろん、このスピンはウソの根拠に基づいている。パート労働者への厚生年金適用は掛け捨てではないし、日本の年金は財政危機になど陥ってはいない。しかし、パート労働者への厚生年金適用拡大に関する政治的な戦いは、法案がまとめられる2月末か3月初旬までの短期決戦である。短期決戦のなかで、厚労省が、厚生年金は決して掛け捨てにならないことを示すために1月に推計し直した「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ（加入期間1年又は2年の場合）」（次々頁）など、世の中に普及するはずがない。

少し説明しよう。日本は皆年金政策を展開している——すなわち、20歳以上の国

民は、すでになんらかの公的年金制度に加入しているのであり、パート労働者も例外ではないことになっている。パート労働者は、第 1 号被保険者か第 3 号被保険者であるはずなのである。したがって、彼らパート労働者に厚生年金が適用され第 2 号被保険者になるということは、第 1 号、第 3 号に将来の給付が約束されている定額の基礎年金に厚生年金の報酬比例年金が上積みされることを意味する。それゆえに、「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ」〔次頁〕の（ ）で記されているように期間 1 年でなく、本当は期間 1 月であっても支払った保険料は掛け捨てにはならない。制度の原理はシンプルな話なのであるが、こんな簡単な話でさえも、なかなか世の中の人には理解しておらず、パート労働者への厚生年金適用は掛け捨てなのだろうと信じ込んでいたりする。

さらに説明すれば、(厚生年金にも適用されず第 3 号被保険者でもない) 第 1 号被保険者は、2007 年 1 月現在月 13,860 円の保険料を支払わなければならない。ところが彼らに厚生年金が適用され、彼らが第 2 号被保険者になることができれば、労使合わせて 14,288 円の保険料負担となるのであるが、本人負担分はその半額の 7,144 円ですむことになる。つまり、第 1 号被保険者であるパート労働者に厚生年金が適用されると、第 1 号被保険者の保険料 13,860 円と第 2 号被保険者本人負担分 7,144 円の差額 6,716 円の負担が減少する。ところがその時、将来受け取ることのできる年金額は定額の基礎年金の上に報酬比例年金が上乗せされた給付額となる¹。第 1 号

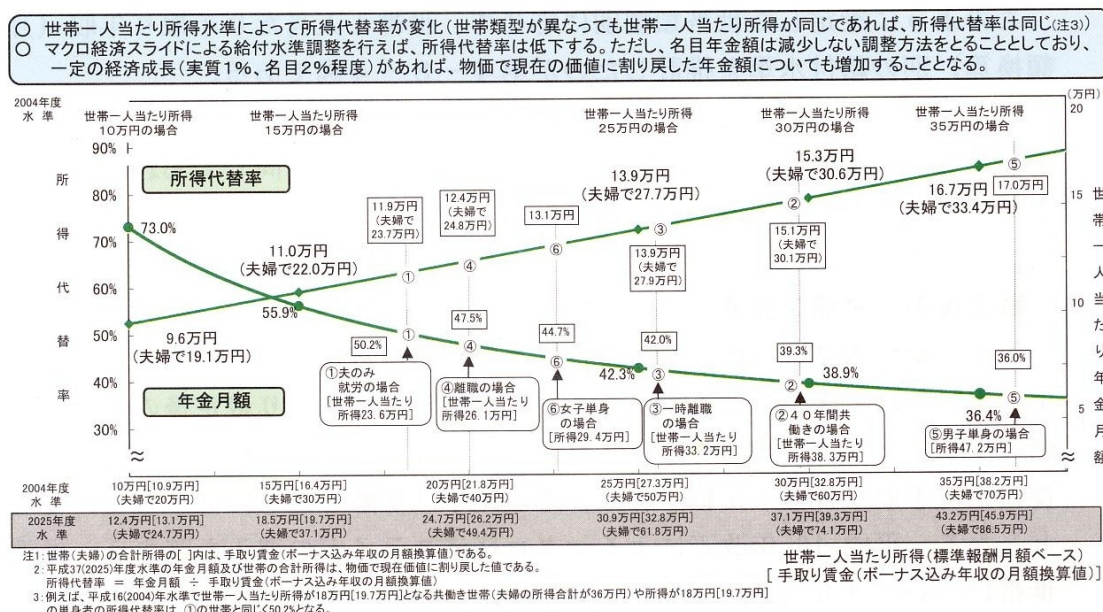
¹ 第 1 号被保険者(保険料 13,860 円)から厚生年金の第 2 号被保険者(労使合わせて 14,288 円)に変わると、年金給付額が急に高くなるのは、厚生年金の中で所得の高い人から所得の低い人への垂直的な所得再分配が行われているからである。この所得再分配は、報酬比例年金保険料を支払い、基礎年金プラス報酬比例年金という給付を行う形で日本の公的年金に組み込まれている。下図にみるように年金給付を示す所得代替率は、所得が高くなるにつれて低くなる(ちなみに、わたくしはこの所得再分配の在り方をかなり高く評価している。詳細は、権丈(2006)「補論——権丈(2004)「年金改革論議の政治経済学」で書いた内容からの変化」『医療年金問題の考え方』[pp.168-72.]を参照されたい。

被保険者であるパート労働者にとっては負担半減・給付増と願ったり叶ったりの制度改正が、パート労働者への厚生年金適用拡大なのである。

それでは、第3号被保険者であるパート労働者の場合はどうであろうか。第3号被保険者は、いままで保険料の負担がなかったのであるから、厚生年金が適用されて第2号被保険者となれば、労使合わせて14,288円の負担増となり、本人負担分はその半額7,144円増となる。けれどもこの場合も、将来受け取ることのできる年金額は定額の基礎年金の上に報酬比例年金が上乗せされた給付額となる。そういうことが「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ」〔次頁〕にまとめられているのである。

もっとも、これまで第1号被保険者でありながら保険料を支払っていなかった未納未加入者がいるかもしれない。その人に厚生年金を適用することの意味は？

実に簡単——その未納者は第2号被保険者になって厚生年金保険料を給料から源泉徴収されることになるのであるから、未納者でなくなる。パート労働者への厚生年金適用の拡大は、相当に有効な未納対策なのである。



出所) 厚生労働省年金局数理課(2004), p.240.

厚生年金適用に伴うパート労働者本人の給付と負担の変化のイメージ

(報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例)

○ 厚生年金の制度設計は、「生涯を通じて負担する保険料の合計額」「生涯を通じて受給する年金の合計額」のいずれも、「報酬」と「加入期間」に比例する仕組み。

生涯の保険料負担合計額 : 保険料月額(報酬×保険料率)×加入期間
生涯の年金給付合計額 : 年金月額 (報酬×給付乗率×加入期間) ×受給期間

○ このため、保険料負担と年金給付の「実額」は、個々人の「報酬」と「加入期間」に応じ様々だが、その「相対関係」は、変わらない。

⇒ 下記の例(報酬10万円、加入期間1年又は2年)より「報酬」が高く、又は「加入期間」が長くても、「負担が2倍となれば給付も2倍、負担が10倍となれば給付も10倍」という関係が維持される

(注) 国民年金保険料は定額であるため、「保険料負担の変化」と「報酬」は必ずしも比例しない

【報酬10万円、加入期間1年又は2年の場合の例】 パートの平均勤続期間は女性5.0年、男性3.7年(17年賃金構造基本統計調査)

被保険者種別の変化	加入期間	保険料負担の変化	年金給付の変化
1号→2号 (自営業者の妻) (独身者)	1年	約8万円減【1年間の合計】 (月額 6,716円減)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約16万円減【2年間の合計】 (月額 6,716円減)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 1,074円増)
3号→2号 (サラリーマンの妻)	1年	約9万円増【1年間の合計】 (月額 7,144円増)	約16万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 537円増)
	2年	約17万円増【2年間の合計】 (月額 7,144円増)	約33万円増【64歳～平均寿命の25年3か月間の合計】 (月額 1,074円増)

(注)・保険料と年金額の月額については、18年度水準で計算

・生涯の負担と給付については、賃金・物価スライド等は加味していない機械的な試算

・昭和40年生の女性の場合(厚生年金の支給開始年齢64歳、60歳時平均余命29年3か月)

とはいえ、こういうパート労働者への厚生年金適用拡大の意味に関しては、今年 1 月に入って 9 回開かれた「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」の中で、先方は何度も何度も「掛け捨てではない」ことを繰り返し説明してきたために、我々(?)スピナーたちは、あの場で「パート労働への厚生年金適用掛け捨て論」を展開することは、すでにもうできそうにない。けれども、生活者=働く人たちが住む世間一般ではパート労働者への厚生年金適用拡大の意味が、いまだにあまり理解されていないようでもある。生活者=働く人たちに、厚労省が 1 月に作成した「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ」(前頁)のような極めて有益な情報が正しく届くためには、是々非々で政府の行動を評価することのできる良質なメディアが必要なのであるが、幸いにも、この国には、そういうメディアはない(笑)。パート労働者への厚生年金適用拡大に反対する事業者のみなさん、大いに安心すべし——である。

Case.2 みずからを弱者にたとえ社会の同情を誘おう！

とにかく、この国の年金の評判は悪い。仕事場で厚生年金に入りたいとパートの人が店長に言うと、「日本の年金なんかあてにならないゾ。そんなことに金を出してもムダムダ！」と恫喝(?)もどきの説得をしても、それをみている周りのアルバイトたちが「そうだよなあ、店長のいうこともっともだよなあ」と納得してくれる雰囲気があるらしい。他面、未納未加入問題や社会保険庁問題などをつつけば、誰もが「そうだ、そうだ」と言ってくれる。そこで、スピニングでは、これらの問題を枕に据えて、みずからをそうした問題の犠牲者に譬えて社会の同情を誘う戦略を使わない手はない。

たとえば、「未納未加入問題とか社会保険庁問題など重要な問題を後回しにして、とりやすいところからとろうとしているだけではないか(涙)。。。と。

もちろん、このスピンはウソの根拠に基づいている。未納未加入問題とか社会保険庁問題は、たしかに我が日本国の国民が大いに喜びそうな話ではあるが、年金保険料を律儀に払っている人たちに与える影響はさほど大きくはない²。

² 「年金未納問題の実像」 勿凝学問 41より〔Ⅲ巻『医療年金問題の考え方』, pp.531-2〕

過去にも、現在でも、国民年金保険料の未納者はいる。未納者が過去最高となったとされる 2003 年度末データによると、国民年金の納付率(=納付月数/納付対象月数)は 62.8%。これが、しばしば言われる「10 人に 4 人が年金保険料を支払っていない」という言葉の根拠となっているようなのである。

ところで、確かに納付率は 62.8%である。しかし、国民年金保険料は過去 2 年に遡っ

さらにもうひとつのウソの根拠は、「とりやすいところからとろうとしている」という論そのものの^{うち}裡にある。公的年金の受給権は個人名義で保証されている。したがって、パート労働者に公的年金の受給権を保証するためには、そのパート労働者が働いている場所で社会保険制度に適用され、その場で保険料を納めてもらわなければならないのである。とりやすいという理由でパート労働者が働いている職場から年金保険料を徴収するのでは決してない。政治に関して少しでも知っていれば、いったいどこの誰が、2004 年の時にパート労働の厚生年金適用を政府に断念させた

て追納することができ、そういう人たちが半分はいるため、2 年超の確信犯的な未納者は第 1 号被保険者の 20% 程度、すなわち 10 人に 2 人程度しかいない。しかも、この第 1 号被保険者のうち 20% というのは、年金被保険者数 (7029 万人 = 第 1 号被保険者数 2240 万人 + 第 2 号被保険者数 3680 万人 [= 3212 万人 (厚生) + 468 万人 (共済)] + 1109 万人 (第 3 号被保険者)) のうちの、6 % 程度でしかない。

さらには、納付率の算定基礎となる「本来納められるべき金額」と「実際に納められた金額」の差は、被用者年金からの保険料収入をも足し合わせた全年金保険料収入の 4 % 程度にすぎない。

ついでに言えば、年金保険料を未納しつづければ、彼らは将来、年金受給権が発生しないのであるから、賦課方式の年金制度のもとでは、勤労世代に負担を負わせることもない。それでも彼らは、基礎年金に投入されている租税については負担してくれる。後世代の人たちからみれば、実にありがたい人たちとなるのである。

総じて、未納者の存在は、短期的にも長期的にも、年金財政に大きな影響を与えることはない。この状況のなかで、「年金はすでに破綻している」と論じるのも、言論の自由が保障されている社会にあつては確かに自由ではある。こうした自由な社会にあつては、氾濫する情報を評価する能力が要求されることになるのは至極当然のことであり、現在、年金保険料を未納の人たちは、「年金はすでに破綻している」のかどうか、自分で判断すればよし。

もっとも、現在の年金制度をなんとかして批判したい人たちは、現在の未納者が将来の生活保護受給者となることを「予測」して、いま年金の未納を解決しておかないと、将来の生活保護給付費が急増するぞと脅しをかけては、持論、すなわち現行制度批判を補強する傾向があるようにもみえる。はたして本当に彼らの「予測」は当たるのであろうか。この側面、すなわち将来の生活保護受給をあてにして未納を決め込んでいた確信犯が、仮に大量に発生したときに何がおこるのかを予測をする際に、わたくしには、どうしても 18 世紀末から 19 世紀にかけてのイギリスの状況が頭をよぎるのである。・・・

社会保険庁問題については、「勿凝学問 44 大いに期待したい「民主党の年金偽装追及チーム」への参考資料をひとつ」〔Ⅲ巻『医療年金問題の考え方』, pp.576-84〕を参照されたい。

政治力をもつ外食産業や流通業界を、「とりやすいところ」だとゆめゆめ思おうか——我々(?)の政治力は立派なものだ、もっと自信をもとうではないか！

もっとも、社会保険とはなんぞや？というようなことは、ほとんどの人たちは分かっていない。したがって、短期決戦（否、長期決戦でも？）では、未納未加入問題と社会保険庁問題を枕にして、これらの問題を放置した悪代官が——本当はパート労働者への厚生年金適用そのものが実に有効な未納未加入対策なのであり、これを試みようとしている政府は決して悪代官なのではないのだが、そういう面が世間にはバレないように装いながら——、弱者であるパート労働者、および彼らパートの人たちを雇ってあげている慈悲深い企業を絞り上げているだけではないかと訴える論法は、かなりうまくいく戦法ではある。こうした、生活者=働く人たちに有益な情報が、正しく彼らに届くためには、良質なメディアが必要なのであるが、幸いにも、この国のメディアは、政府に利する情報は、それが国民のためになる情報であっても報道はしない。パート労働者への厚生年金適用拡大に反対する事業者のみなさん、大いに安心すべし。

ちなみに、官僚のやることはいつも悪く、それを批判することがみずからの任務と信じ切っており、しかも官僚よりも国民に対する影響力が絶大なのが日本のメディアであるように見える。ならば、官僚は、自分たちが正しいと思うこととまったく反対の、間違った・この国をダメにする政策を展開するゾという情報をメディアに流し続ければ、この国はよほど良い国になるのではないかと、内心想っていたりもする——はい、冗談ではない余談でした（笑）。

Case.3 弱者の代弁者をよそおいみずからを正義の使者として振る舞おう！

安倍首相は、いたるところで、「パート労働者への厚生年金適用拡大」を口にして
いる。ピックアップすれば——

2006年5月30日 安倍官房長官が議長をつとめる再チャレンジ会議中間報告

「パート労働者、パート労働者の正規労働者との均衡ある処遇や、社会保険の適用拡大等正規・非正規労働を巡る問題に対処するための法的な整備等の取り組みを進めるとともに・・・」

2006年7月31日 安倍官房長官 経団連御手洗会長と会談

「パート労働者の厚生年金適用拡大への協力を要請」

2006年9月30日 内閣総理大臣所信表明演説

「パート労働者への社会保険の適用拡大などを勧めます」

2006 年 10 月 2 日 衆議院本会議 内閣総理大臣答弁

「パート労働者への社会保険の適用拡大・・・略・・・など正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組んでまいり決意」

2006 年 10 月 6 日 衆議院予算委員会 内閣総理大臣答弁

「経団連をはじめ財界の団体の方々にも、この方針についてはご説明しているところ」

「もちろんその中で、例えば、勤務の実態ということについてですね、ある程度の勤続の期間、また一週間にどれくらいの仕事をしているかということ、これは基本的に実態としてなければならない」

2006 年 11 月 30 日 経済財政諮問会議 内閣総理大臣から厚生労働大臣への指示

「精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整して頂きたい」

2006 年 12 月 12 月 26 日 再チャレンジ支援総合プラン

「パートタイム労働法の改正やパート労働者への社会保険の適用拡大などを進めて正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す」

2007 年 1 月 26 日 施政方針演説

「パートタイム労働者も将来厚生年金を受けられるよう、社会保険の適用を拡大します」

などなど。

要するに安倍首相が行いたいのは、この国を「社保完備」の国に一步でも近づけることなのであろう。彼は、昨年 2006 年 12 月 25 日に、日本経団連第 60 回評議会の場で、「国民皆が景気拡大を実感できるようにするため、企業収益をより多く家計に分配できるよう尽力してほしい」と、労働分配率の引上げ努力を企業側に促していたが、パート労働への厚生年金適用問題も、安倍首相の中では同じ次元の問題として捉えられているのだと思うし、そうした問題意識は、今日のこの国にあってはきわめて妥当であるとも思う。

ところが、ほとんどのパート労働者は、パート労働者への厚生年金適用の意味を理解していないようなのである。これを情報問題と呼ぶことにしよう。Case.1 で扱った政府の初動ミスのおかげで情報問題は増幅され、パート労働者の多くは、厚生年金は彼らにとって掛け捨ての保険だと思っている。このポイントは、スピニングでは大いに利用価値がある。アンケート調査をすれば、掛け捨てだと思っているパート労働者のほとんどは、「わたしたちへの厚生年金適用は断固反対！」と答えてく

れる。そうすれば、断固反対するパート労働者たちの代弁者として我々事業主は反対しておるのでございますと振る舞えばよい——なんと説得力のある論法か！

たとえば、『読売新聞』2007年1月16日朝刊13面

◇佐々木孝治氏

◆手取り減、労使とも反対

——対象拡大に反対する理由は。

佐々木 パート労働者の多くが、拡大を望んでいないからだ。私が会長をしている日本チェーンストア協会が昨年11月、約2000人から回収したアンケート結果によると、拡大に賛成した人は18%に過ぎない。明確な反対は25%、残る約半数は「中身を見てから考える」などの消極的な意見だった。

——企業の負担増を避けたいのが、反対する本音では。

佐々木 そうではない。私個人としては、もしパート労働者本人が厚生年金に加入したいと思っているのなら、経営者として保険料負担が増えても仕方ないと思う。だが、現状は全く異なり、本人が対象拡大を望んでいない。だから反対だ。

ささき・こうじ 全国の手スーパーなどが加入する日本チェーンストア協会会長。1997年から総合スーパー大手のユニー社長。60歳。

ほほ——う、なるほどっ。

とはいえ、社会保険というものは、入りたくないから入りませんということを許すような柔^{やわ}な制度ではない。「パート労働者自身が厚生年金に入ることを反対しますからパート労働者への厚生年金適用には反対です」という論法を許すのは、「子供たちは勉強が嫌だと言っていますから義務教育には反対です」という論法を許すようなものである。公的年金というのは、年金をネタに落語をされている柳家さん八師匠の言葉にあるように、年をとってはじめて入っていたことの価値がしみじみとわかる、そういう制度なのである——若いときにもっと勉強しておけばよかったと思うように。

▽有利な貯金

あたし自身の年金事情を言えば、去年の秋に六十一になったのを機に繰り上げ受給を始めました。年金をもらう立場になって実感しましたが、年金制度がなかったとしたら、その分だけ貯金できただろうかって思うね。あたしなんかほかに使っちゃってただろうから…。税金も投入されてることを考えれば有利な貯金ですよ。昔のように老いた親に子どもたちが仕送りする必要なくなったわけで。こんなこと言うと、まるで役所の味方みたいだな。

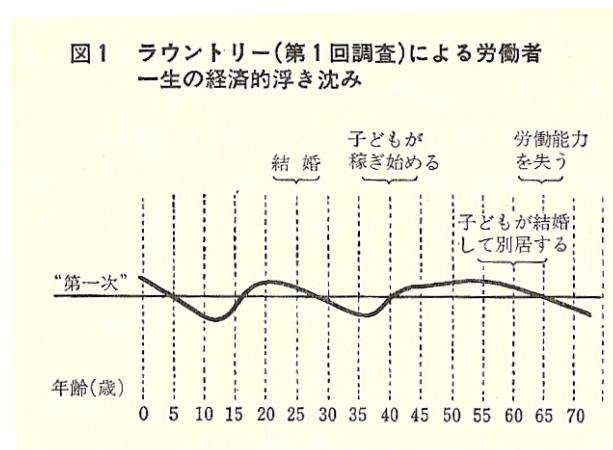
うちの息子なんて役所は信じられない、年金制度の将来は不安だって考えてるようなんだけど、あたしは「悪いこたあ言わねえから、まあ払っとけよ」って言ってます。

落語界も未納の先輩方が結構いますよ。「お上に面倒みてもらおうなんて芸人と言えねえよ」って発想ですけど、今になって「やっぱり入っとけばよかった」とおっしゃる方が多い。

勿凝学問 65 柳家さん八師匠の年金高座

昔、こういう話があった。

シーボーム・ラウントリーという人が、19世紀末のイギリス地方都市の労働者貧困調査を行った。そして彼は、次のような貧困のライフサイクルを発見した（図の横軸はラウントリーが設定した生存最低限を保障する“第一次”貧困線である）。



すなわち、労働者が貧困線以下の生活を強いられる貧困時代とは、支出の膨張と収入の途絶が起こる骨格形成の少年時代、子育てに携わる早期中年時代、そして労働能力を失う老齢時代である。

この調査が発表されたのは1901年であり、イギリスに社会保険が成立したのは1911年である。その間、興味深い政策論争が行われたのであるが、基本的な考え方は次のようにまとめることができる。

まず、貧困は大変大きな社会問題であることが確認される。次にその解決手段として、市民社会の基礎的倫理である生活自己責任の原則、市場社会の基礎的倫理である等価交換の原則は、貧困解決の際にも可能な限り守られるべきだと考えられる——すなわち、「可能な限り、自分のことは自分でやってもらおうではないか」という考え方が貧困対策の基本思想として確認される。この原則を守りながら生活リスクの費用をまかなう合理的方法として、拠出と給付の総体的対価関係を保険技術の利用によって保つ社会保険が選択されることになる。

この社会保険実施における、「国家の任務は、労働者を扶養することにあるのでは

なく、むしろ、できるだけ、労働者をしていやおうなくみずからの扶養を促すようにし向けることにある³」。要するにははじめから社会保険は自助の強制制度なのである。

もっとも、20 世紀初頭といえども、イギリスも民主主義国家であった。ゆえに、法案が議会を通過しなければ政策は実行できない。そこで、当時の政権政党であるイギリス自由党は、ビスマルクが作った社会保険における労使折半という特徴を、イギリス流に「4 ペンス払って 9 ペンス受け取ろう」のキャンペーンに置き換え、労使それぞれたがいに利害の食い違う反対勢力の離反を図っていった。このキャンペーンのおかげで大衆の過半は、キャンペーンをリードしたロイド・ジョージの軍門に降り、中身に不満をいだきつつも、全体を失うよりも法律の通過を望むようになっていった。先に示した「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ」にならえば、わが国ではさながら「月々千円払って 2 千円、7 千円払って 1 万 4 千円を受け取ろう！」とか、第 1 号被保険者であるパート労働者にとっては「負担半減・給付増」というところか。柳家さん八師匠の言うように、「有利な貯金」であるのは間違いなさそうである。

さてさて、社会保険というのは、それが適用される集団内に支持する者と支持しない者とが混在する中、(日本では) 国会議事堂における多数決によって決められるものであり、仮に法案が通過すれば、支持しない者も社会保険に加入する義務を負うことになる。

話をパート労働への厚生年金適用の件にもどそう。スピニングにおいて、パート労働者自身が厚生年金に反対しているというアンケート調査は、たしかに有効ではある。しかしながら、このアンケート調査は、先に触れたように「情報の問題——パート労働者が厚生年金適用拡大の意味をよく理解していない。特に厚生年金への保険料支払いは掛け捨てではないことを分かっているという情報の問題」を含んだままの調査結果である。厚労省が 1 月に試算した「厚生年金適用に伴うパート労働者本人の負担と給付の変化のイメージ (加入期間 1 年又は 2 年の場合の例) が世に知れわたり、パート労働者が厚生年金適用の意味を知るようになれば、これまでパート労働者への厚年適用に反対していた人のいくぶんかは、今度は賛成にまわる可能性は十分にある。そして、話はそこにとどまらない。

いま、この国で論じられていることは、「高齢期の所得保障制度をいかにして整備

³ Cole, G.D.H., *A Short History of the British Working-Class Movement, 1789-1947*, rev. ed., 1948, p.308. [林健太郎・河上民雄・嘉治元郎訳(1953 年)『イギリス労働運動史』岩波書店]

するか」である。このとき、仮に、パート労働者自身がパート労働者への厚生年金適用の仕組みをよく知った後になっても、パート労働者が厚生年金適用に断固反対という立場のままであったとする⁴。その際、高齢期の所得保障制度を整備することをこの国の目標として強く意識しており、そのためにこの国を社保完備の国家に近づけたいと考えている首相のリーダーシップの下に、同様の意志をもつ有権者、ひいては国会議員が多数派を形成するのであれば、この法案は国会を通過するであろうし、その時は、パート労働者は厚生年金に加入しなければならないのである。

こう考えると、ディベートで「パート労働者への厚生年金適用拡大に断固反対」の側に立つ人たちのスピンの方法として、パート労働者自身が厚生年金適用に反対しているというアンケート調査を示すことは、論理的には奇妙な話のようにみえる。しかしながら、世の大勢のひとたちは、社会保険という制度の意味を知ってはいないし、まして民主主義の意味など考えたこともない人たちばかりであるのではなかろうか。もしそういう人たちを相手とするのであれば、アンケート調査を見せて断固反対を言うスピニングは、しばし有効でもあるし、不思議なことにメディアは、その論法のおかしさを疑ってもいない様子がうかがえる。まだまだ大いに活用することができる戦略であるために、今後とも強く推奨していきたいと思っている。

Case.4 とりあえず威嚇してみよう！

最近、要するに、威嚇に屈したのではないかと思われる、ある出版社の話を書いたばかりである。

勿凝学問 63 真相は唯だ一言にして悉す、曰く、「不可解」——二木・濃沼論争への『社会保険旬報』の対応

とかくインテリというものは威嚇に弱い。ために、スピニングでは威嚇は重要な手法となる。たとえば、今夏の参議院選を前にして、関連業界すべての労使こぞって反対運動を展開するゾと威嚇すれば、かなりの効果があると思う。パートタイム労働者を多数雇用する業界は、断固反対という一本勝負で選挙に臨むのに対して、この改革に賛成の意を表明している労働組合は、一人前の政党気取りで、あれも大切これも大切、その中でパートタイム労働者の厚生年金適用も大切と、**one of them**

⁴ この時、第3号被保険者制度の問題がからんでくるのであるが、第3号被保険者制度に関するわたくしの考えについては権丈(2006)『医療年金問題の考え方』[pp.155-68]を参照されたい。パート労働者への厚生年金適用拡大が一段落ついたら、この国の公的年金の次のターゲットは第3号被保険者制度の見直しである。

の戦略をとっているのであるから⁵、はじめから勝負にならないほどに、業界の方が優位である。2004年にパート労働者に厚生年金の適用をはかろうとした年金改革は、まさにこの関連業界の威嚇戦略に敢えなくも屈してしまったわけである。

ただし、関連業界のスピナーたちは、この戦略が諸刃の剣の性格をもっていることにも注意しておかなければならない。実は、状況は2004年とは大いに違ってきているのである。いま、日経テレコン21を用いて、日経4紙、朝日、毎日、読売を対象として、キーワード「格差社会」でヒット件数をチェックすると――。

2004年	23件
2005年	180件
2006年	1346件
2007年1月	120件

パート労働者の厚生年金適用に対する関連業界の威嚇戦略がものの見事にあたった2004年は、格差問題はなきに等しい状態であった。ところが昨今は・・・である。

そして、パート労働への厚生年金適用拡大という政策は、格差問題の緩和に対する有効かつ重要な政策ときている（脚注1の厚生年金がもる高所得者から低所得者への垂直的所得再分配機能も参照）。いまでも、2004年のような関連業界団体が威嚇戦略をとり、安倍政権がそれに妥協して、新聞が評価するように「骨抜き」法案を出すことになれば⁶、安倍政権の支持率は確実に落ちる。これは政治的読み以前の問題であり、誰にでも分かる自明すぎることである。したがって、この現在の緊張した政治局面で、外食産業、流通業の事業主がパート労働者への厚生年金適用を受け入れて事業主負担分を支払うということは、その事業主負担分の政治献金を与党に支払っているような意味をもつ。威嚇戦略を行使して断固反対することにより保守政権を窮地に陥れるか、それとも保守政権にここは恩を売っておくか。安倍首相が、パート労働者への厚生年金適用拡大を彼の政権での最重要課題だと、これでもかこれでもかと繰り返し言いつづけているのであるから、局面の難しさは、なおさらであろう。

とはいえ、いずれにしても威嚇戦略は、今日では、世間からは見えぬように政治家の耳元で脅しをかけるくらいにしておくのが有効であると思う。今の時代、威嚇戦略を公衆の面前でやってしまうと、その時代遅れの政治手法に憤りを感じたブ

⁵ おまけに労働組合は、「パート労働者の厚生年金適用」を強く推し進めようとしている政党を支持してもいない（笑）。「[勿凝学問 64 政治的選択肢がないこの国の不幸せ——労働党でもつくってみないか？](#)」をご笑覧されたい。

⁶ 「[社保審部会、公的年金制度改正へ議論——厚生年金のパート適用、法案、骨抜きの観測](#)」『日本経済新聞』2006年12月28日朝刊5面。

ロガーたちがネットを巧みに使ってボイコットを仕掛けてくるおそれは十分にある。パート労働の厚生年金適用断固反対運動を任されているスピナーたいは、パート厚生年金適用問題という導火線の先には格差問題という火薬庫が控えていることを肌で理解しておいた方がいいような気がする。

ふたたび柳家さん八師匠に登場を願うことにするが、身の回りのことを偏見なく観察することのできる熟練した生活者のまなざしの前には、残念ながら我々(?)スピナーの魂胆は見抜かれているみたいである。

パートの人は厚生年金に加入できるようにしたほうがいい。スーパーや外食産業は「企業の保険料負担分が価格に転嫁される」って反対してるみたいだけど、そんなの消費者への脅しですよ。本音は、パートを安く使いたいのと、事務費がもったいないからじゃないですか。

消費者もそのへんを見抜いた方がいい。リンゴの値段が何十円か上がったって、回り回って年金支給の形で自分たちの利益になるんだからさ。目先の損得に惑わされないようにしなきゃね。

勿凝学問 65 柳家さん八師匠の年金高座

Case.5 まだまだいけるぞ濡れ衣論法！

濡れ衣論法とは、「我々事業主は、労務コストを節約するために労働時間を調整させたりしていない、週労働時間 30 時間未満の人が多いのは働く人が短時間で働きたいというからなんだ！——我々に責任があるかのように言われているけど、それはとんでもない濡れ衣だ」という論法をいうことにする。

次の文章は、年金部会のK委員が2年ほど前に書いた文章である。

企業・使用者にとって最も重要なことは、コスト・パフォーマンスの高い労働者を雇用することであり、自社を退職した労働者の老後の生活などは、はるか後方にある関心にすぎないであろう。いま、この関心をゼロとみなし、社会保険料負担のある正規雇用と負担のないパートとの間の自由な制度選択が企業に許されるとすれば、企業がパートという雇用形態を選択しない方が不思議でさえある。窓税を課せば窓が消え、タバコの長さに課税すれば短いタバコが普及する理屈と同じことである。

権丈(2006)『医療年金問題の考え方』pp.156-7.

現行の制度では、事業主が直面する労務コスト、労働者が直面する可処分所得との関係は、次の図1、図2で示すことができる。

図 1 パート労働者の厚生年金適用（第3号被保険者・未納未加入者／現行制度の場合）

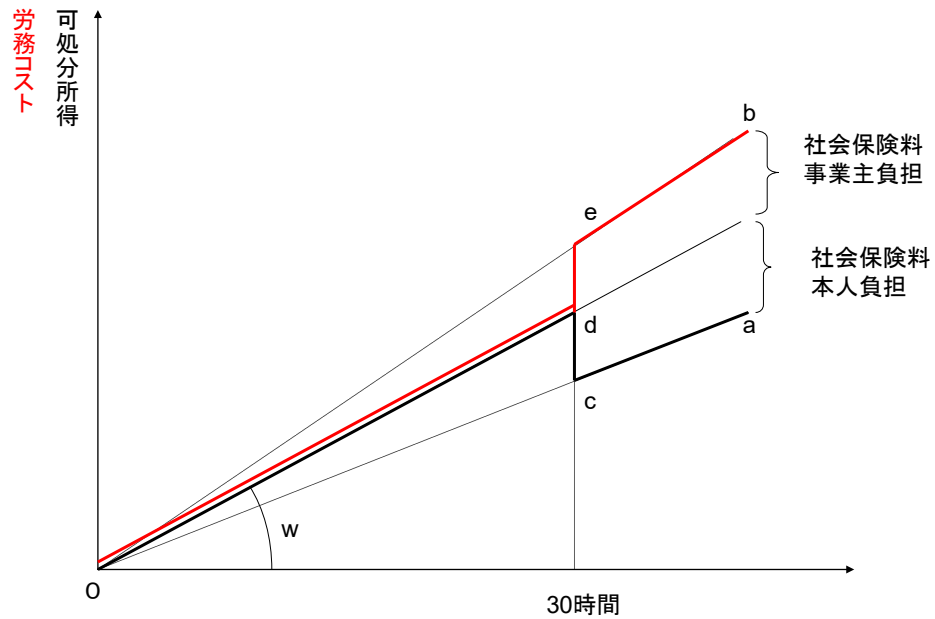
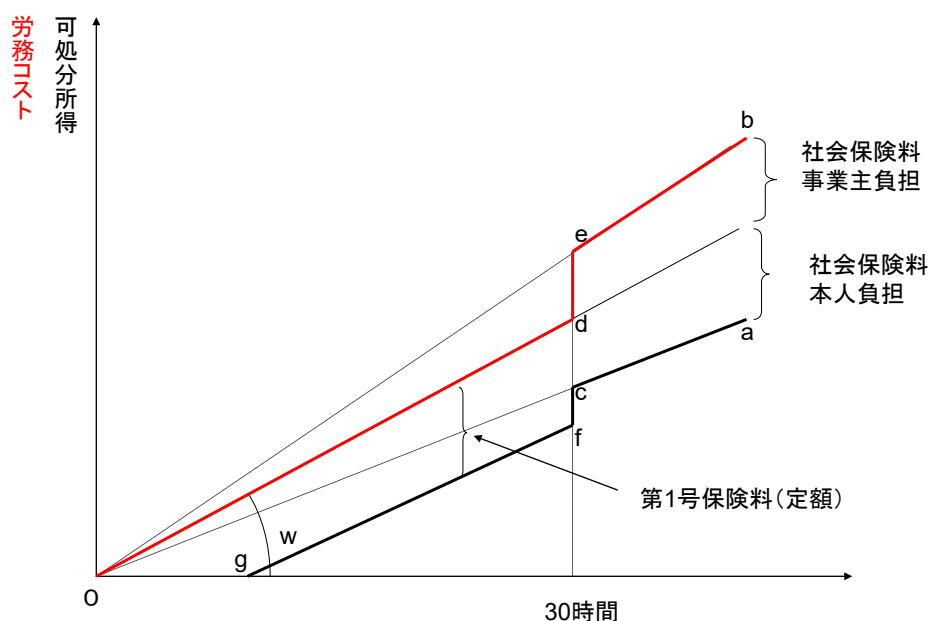


図 2 パート労働者の厚生年金適用（第 1 号被保険者／現行制度の場合）



まず図 1 の第 3 号被保険者、もしくは未納未加入者の場合を考えてみよう。w は賃金率（時間あたり賃金）を表す。週あたり労働時間が 30 時間未満であれば事業主と労働者が直面する労務コストと可処分所得は同額であり、その線は 0d で示される。30 時間を超えると社会保険が適用されるために、30 時間以上では事業主は deb の労務コストを意識することになり、労働者は dca の可処分所得を意識する。

図 2 では第 1 号被保険者の場合を描いている。彼らは fd の水準で表される定額の国民年金保険料を支払っている⁷。このため、労働者が意識する可処分所得線は gfca となる。一方、事業主が直面する労務コスト線は図 1 の第 3 号被保険者・未納未加入者の場合と同じ 0deb のままである。

そして今日、パート労働者の 35% 程度が週 20 時間以上 30 時間未満に属しているという現実がある⁸。このあたりの現実について、もっと長時間働きたい労働者を、事業主は社会保険料の事業主負担を節約するために、短時間労働者にしてしまっていないか？——と世間は大いに疑っている。こうした嫌疑に対しては、「それは濡れ衣だ、労働時間を調整しているのは我々事業主ではなく、労働者の方である」と断固言いつづけなければならない。労働者は図 1 の 0dca という d 点で屈折した可処分所得線を意識しているのであるから、時間調整は労働者が行っているのであって、

⁷ ただし、第 1 号被保険者の保険料には 4 段階の免除制度がある。基礎年金への国庫負担が 1/2 であるとする。この時、国民年金保険全額免除制度では国庫負担を全額受給、すなわち基礎年金の 1/2 を受給できる。国民年金保険料半額免除制度では基礎年金の 3/4、1/4 免除制度では基礎年金の 7/8、3/4 免除制度では基礎年金の 5/8 の基礎年金を受給できる。

⁸ 『平成 13 年パートタイム労働者総合実態調査』より。

ところで、今回のパート労働者への厚生年金適用拡大というのは、適用対象を現行の 30 時間以上から 20 時間に拡大しようというものである。

可処分所得

労務投入

社会保険料 事業主負担

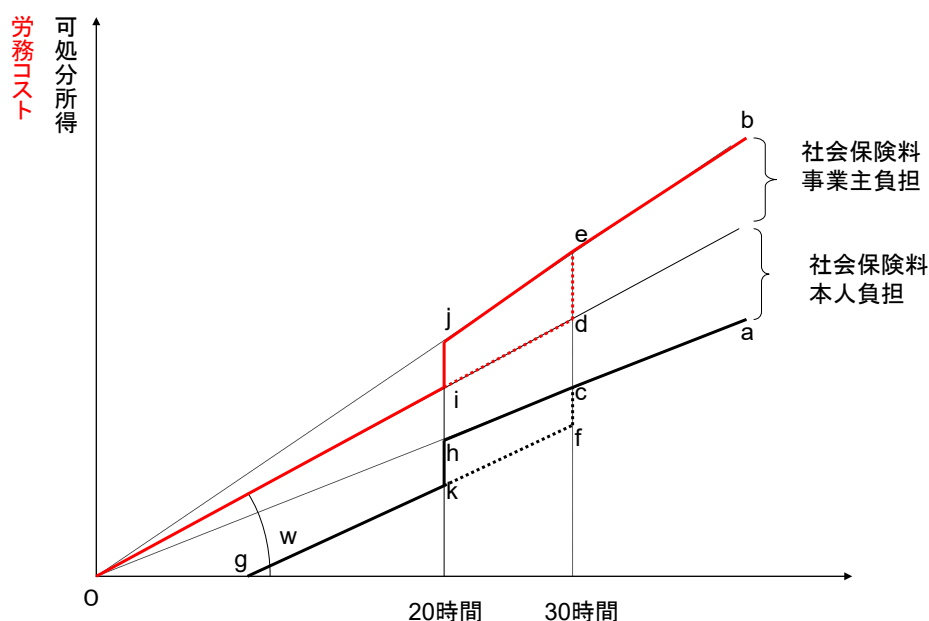
社会保険料 本人負担

0 20時間 30時間

w

a, b, c, d, e, h, i, j

図 4 パート労働者の厚生年金適用（第 1 号被保険者／20 時間以上の場合）



パート労働者への厚生年金適用が拡大されるとすれば、事業主が直面する労務コスト線は $0ijb$ となり、適用前の $0deb$ のときよりも確実に負担は増える。この負担は、なんのために？

その意味を見いだせない事業主たちは、パート労働者への厚年適用拡大に対して断固反対の気持ちいっぱいであろう。だから我々 (?) スピナーたちの仕事もあるというもんだ。事業主たちは新たに増える負担額まで、我々 (?) スピナーに支払っても良いと考えているはずだから、我々の労使交渉もかなり強気でいけるはず！？。

それはさておき。

パートよりも正規労働者を雇った方が労働者の教育がちゃんとでき、ひいては消費者へのサービス向上にもつながるのではないかと、長時間労働者を雇用する方が彼らを管理するコストが低くなるのではないかと周りから言われても、そんなことは余計なお世話であって、「使い捨て労働力」を使ってなにが悪いんだという気持ちもあるかもしれない。しかしながら、スピナーはそういうことを絶対に口にしてはならない——そんなことを言うと今の時代、メディアやネットに火がつき、事業存続を脅かすおそれがある。メディアやブロガーを敵にする発言をするなど、スピナーの風上にもおけない輩である。

我々は、あくまでも、社会的責任を意識して行動している、社会的貢献をちゃんと果たしていると言いつづけることである。我々が、パート労働者を雇ったからこ

そ、日本の失業率を下げる事ができているのだと。

ただし、なにごともし過ぎたるはおよばざるが如しである。先日の年金部会パート労働ヒアリング WG で、ある企業が、パート労働者を数多く雇用して社会的責任を果たしていることを強調した。すると K 委員は、企業に対する社会的期待値という妙な話をしはじめた。

パート労働者への厚生年金適用拡大というのは、国家財政において基礎的財政収支の均衡をはかろうとか金融市場におけるゼロ金利政策を解除しようというような、バブル崩壊後の日本経済の非常事態下での経済状態を正常な経済状態に戻そうとする動きの一環でもある。非常事態時には、企業に対する社会的期待値は低かった。パート労働でもいいから雇用を作ってもらえることが本当にありがたかった。だから、90 年代半ば以降、労働市場の規制緩和をすすめて、パート労働者でもいいから雇用が増えやすくなる環境を作ってきた。

しかし今は状況が少しばかり変わりつつある。景気が上向き、2011 年の基礎的財政収支の確保が射程に入る状況となってきたし、昨年ゼロ金利政策が解除された金融市場も金利引き上げの時を迎えようとしている。そして労働市場は……。

そういう動きのなかの一環としてパート労働者への厚生年金適用拡大という話が実行の一手手前まできているのである。5 年、10 年ほど前とくらべて企業への社会的期待値ははるかに高まってきている。貴事業主団体が、多くのパート労働者を雇うことにより社会的責任、社会的貢献を十分に果たされてきたことは理解している。しかしながら、今日、今少し高い社会的貢献として、パート労働者への社会保険料負担というところまでご協力いただけないでしょうか。

そして後日、K 委員は、社会的責任を果たしているという団体が再び登場した時には、次のようなことも言いはじめた。

貴事業主団体が、高齢期の所得を保障する制度が必要であると考えられていることに感謝しますし、そのために、社会的責任を果たすつもりであると考えられていることにもまた感謝します。

ところで、高齢期の所得保障制度に企業に協力してもらおう視点からみれば、労働時間が短いひとたちの社会保険料使用者負担が免除される理由は、実はないんですよ。社会保険が誕生した国家ドイツでは、賃金が低い者

には本人負担分の軽減策はあっても、使用者負担分の支払義務を免除などしていません。労働者に賃金を支払ったら使用者は事業主負担分を支払わなければならない、その労働者への年金権が少しずつでも積み上げられていくという極めてシンプルかつ理に適った制度を作っている。

企業の社会的責任——その視点から、使用者負担を例外なくお支払いいただくということをお願いできませんか。もし、それがどうしても難しいというのであれば、御社で働く第1号被保険者の年金保険料を彼らに支払う給料から源泉徴収するということ⁹だけでもご協力いただけないでしょうか。ご協力いただければ、みなさんが批判されている未納未加入問題に対して、相当に有効な対策になるかと思います。

要するに K 委員が言っていることは、事業主が直面する労務コスト線から屈折点をなくそうということである。彼が考えていることは、第1号と第2号の中間的存在、第1・5号とも言うべき制度であり、厚生年金適用がなされない第1号の人たちにも事業主負担を課して、彼らの基礎年金の上に報酬比例部分を上積みした年金権を確保していこうということである。さらに、当面、たとえば第3号制度がなくなるまでは、第3号被保険者に支払われる賃金に対する事業主負担も課す——そういうことである。

様々な理由を勘案して、公的年金は積立方式よりも賦課方式で運営するほうが望ましいと判断されて、この制度は賦課方式で運営されている。賦課方式の公的年金とは、賃金を賦課ベースとして保険料を支払うことにより将来の年金権を確保するという、支え支えられ・支え支えられと義務・権利関係が永遠に続いていく方式である。この方式の下では、保険料の支払いは、現在年金を受給している人たちの年金給付を支えるための社会的責任、社会的義務の遂行として位置づけられもする。そしてこの義務の遂行は通常、社会保険で運営されている公的年金の下では、国際的にも日本の国内的にも、賃金を支払っている事業主全般に事業主負担分を支払う行為として課されている。そうであるのに、なぜ、日本でパート労働者を多く雇う事業主にだけ、その義務が免除されているのか。パートで働く人が、所得が低いので目の前の現金に緊急性を感じて、保険料の支払を非常に負担に思うというようなことには配慮する余地があつていいのかもしれない。ドイツでは、「僅少労働制度」として、所得の低い人には、低めの保険料率を選択する権利が保障されている（この場合は、将来の年金給付額も減る）。しかしそのドイツでさえも、所得の低い人への事業主負担の保険料への特別措置はない。所得が低くとも、事業主は全額の事業

⁹ このアイデアそのものは 2004 年改革の法案作成段階時から議論されていた。そして、昨年 2006 年 11 月には、この件についての報道はなされている。「国民年金保険料 パート天引き検討 厚労省未納者減少図る」『朝日新聞』2006 年 11 月 22 日 1 面。

主負担を支払う義務を負わされている——すなわち、今日の年金受給者たちの年金給付を支える義務を負わされている。そしてもちろん、事業主が負担した保険料は、保険料が賦課された賃金の受取手である労働者の年金受給権の確保のために概念上は蓄積されていく。実に、理に叶った制度のようにみえるのであるが、日本では不思議なことに、社会保険料の本人負担分の支払いが免除された人の事業主負担分も免除されている。事業主負担分の免除は必要ないのではないか？——というよりもむしろ、厚生年金への保険料の支払いが免除された労働者の事業主負担分の免除というのはいかなる理由に基づくものなのか？そのような理由はないのではないか？K委員が言いたいのは、そういうことであり、次の図に示すように、その場合には、事業主が直面する労務コストに屈折点なくなる。

図 5 パート労働者の厚生年金適用（第3号被保険者・未納未加入者／事業主負担免除なしの場合）

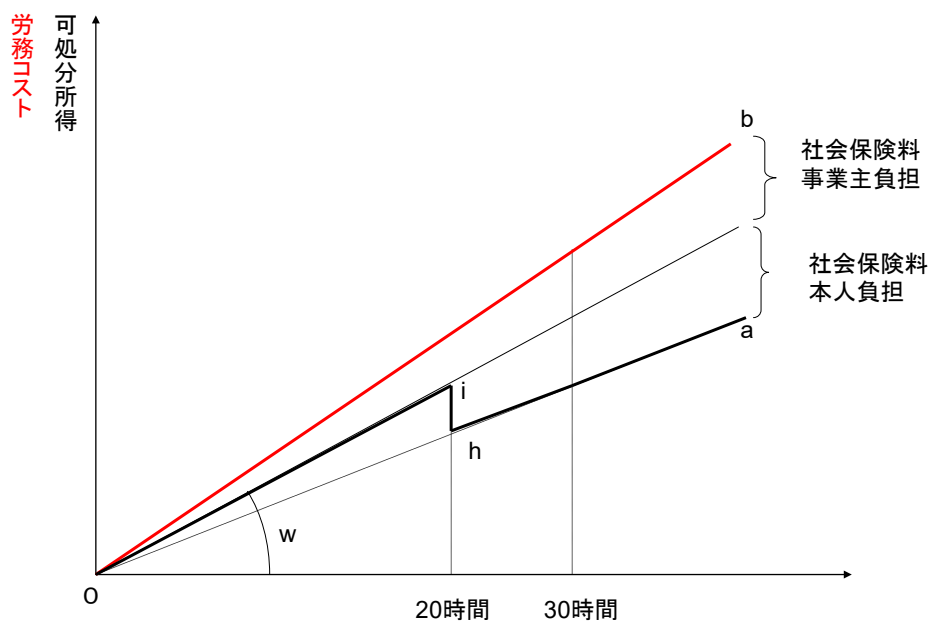
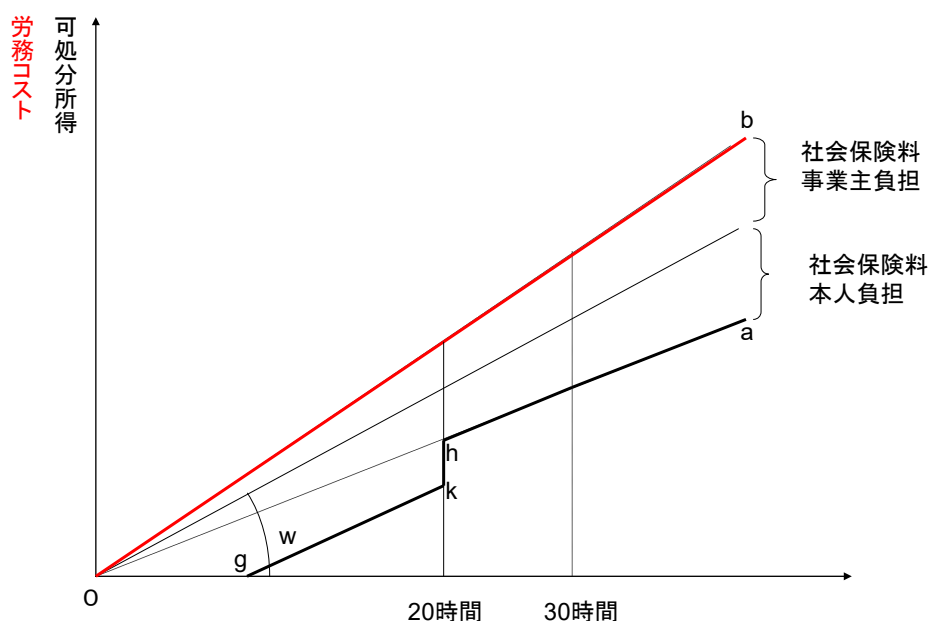


図 6 パート労働者の厚生年金適用（第 1 号被保険者／事業主負担免除なしの場合）



万が一こういう制度が実現できれば、パート労働者が短時間就労となっているのは労働者が望んでいてみずから調整しているからだという濡れ衣論法も、さもありなんという説得力をもつことになる¹⁰。そして就労調整の次の嫌疑は、第 3 号被保険者に一心に向けられることになり、K 委員が WG でしばしば口にして「国民全員は第 1 号被保険者からはじまり、いかにして所得再分配効果の強い第 2 号に抜けだすか——そういう制度を考えてみよう」という視界の中では、第 3 号被保険者制度（図 5 の状況）は、あつてはならないものとして目に留まることになる¹¹。

でもまあ、いまの状況でも、濡れ衣論法は、最悪の場合でも使用者と労働者のどっちが就労調整をしているのかの証拠をつかめない水掛論争になるのが落ちなのであるから、制度のことをよく知らない人たちを相手にする際にはかなり有効な論法

¹⁰ 補論参照。

¹¹ ここにもふたたび柳家さん八師匠にご登場を願おうと思う。

▽それぞれが保険料

やっぱり専業主婦…今は専業主夫の方も多いのかな…が保険料を払わなくて済んでるってのはおかしいでしょう。八百屋さんや魚屋さんは夫婦で生計を立ててるけど、それぞれが自分の分の国民年金保険料を納めてるんですから。

勿凝学問 65 柳家さん八師匠の年金高座

ではある。

ちなみに、この K 委員は、参議院厚生労働委員会からのヒアリング調査のなかで、次のようなことを言っている。

パートの年金加入はいまこそ進めるべきである。与野党一体となって、年金に加入することが従業員の利益であり、事業主の責任であると説得するべきである。厚労行政に詳しい政治家の間では、いろいろな条件をつけ、パート 1,000 万人のうち、実際に加入する人を 100 万人程度に抑える骨抜きが進んでいるようである。しかし、事業主負担を免れることのできる穴が大きければ大きいほど、事業主は、その穴に労働者の中でも弱い立場にある未熟練労働者を追いつめ落とし込む雇用形態をつくってしまう。なるべく事業主負担を免れることのできる穴を小さくする、もしくは蓋をしてしまつて穴をなくす必要がある。いずれ消費税率を上げるときが来ると思うが、その後では、転嫁の問題もからんで、パート労働者への年金加入に対する関連事業主による抵抗がいつそう強くなると思われる¹²。したがって、パート労働者への厚生年金適用拡大は、今回がラストチャンスであると思っている。

ここにいう「事業主負担を免れることのできる穴を小さくする、もしくは蓋をしてしまつて穴をなくす」ということは、社会保険料の事業主負担を免除せず、図 5、図 6 のように事業主が直面する労務コストから屈折点をなくすことを意味する。ここに大きな穴があるから、彼はしばしば知人に次のように言うのである。

今日、巨大かつ人々の生活に深く浸透してしまった年金制度の生命力は強い。だからこれが崩壊することは考えられない。しかし巨大な年金が通った後に使い捨て労働力の屍が死屍累々と横たわっていく。年金存続すれども弱者はその犠牲となって死んでいく——そういう状態になりつつあります。事業主負担の保険料を払わなくてもすむ公的年金の穴を、なんとかして小さくし、いつの日かなんとかしてふさがねばなりません¹³。

¹² 利益集団の政治的抵抗は、負担する税額の増加につれて限界的に逡増することを想定している〔権丈(2005)『再分配政策の政治経済学 I』pp.33-8〕。

¹³ こういうと、すぐに保険方式から租税方式にという論が返ってきそうである。社会保障制度設計における租税方式のリスクについては、権丈(2006)『医療年金問題の考え方』の随所に説明があるので、参照されたい。なお、本論中にもある参議院厚生労働委員会からのヒアリング調査のなかに、次の言葉もある。

国民年金を含めた一元化などよりも、現行制度の下でのパート労働者への厚生年金適用拡大や第3号被保険者制度をどう改善するのか、そしてなによりも「ねんきん定期便」の早期実行を考える方がはるかに優先順位が高く重要な問題である。

今日、年金を考える際には、次の前提から自由ではあり得ない。

1. 国民全員に生活の資となりうる年金を保障するという国民皆年金制度というロマンチックな制度を、この国は1961年にもってしまったこと。先進諸国といえども他の国のほとんどは、被用者以外のひとにも年金を保障する夢など掲げていない。皆年金を維持するという目標は極めて日本的な目標であり、その実現は、はじめから困難を極めることであった。夢が本当には100%実現されていないからと言って大騒ぎせず、夢実現に向けた努力を着実に続ける前向きな姿勢こそが大事。
2. 1961年からこれまでの45年ほどの間、年金保険料をまじめに支払った人たちとそうでなかった人たちの拋出履歴がしっかりと残っている。年金制度設計の中では、こうした年金保険料拋出履歴を無視することは不可能。
3. 社会保障番号制度、納税者番号制度を導入すれば、所得捕捉率が改善されると考えられているようであるが、それは間違いである。これらの制度をもつ国々でも所得捕捉率の問題は深刻な問題として存在している。
4. 年金受給年齢に達すると、それまで所得のなかった、たとえばホームレスの人たちにもいきなり7万円程度の所得が支給されるようになるという制度が、どのような状況を惹起するのかということをしっかりと想像すること。
5. 社会保険料と税は、財源調達の一環としての給付の安定性をはじめいくつも違いがあることをちゃんと意識すること。

世に言われる抜本改革というのは、上に挙げた前提のひとつ、もしくは複数を外して論じられている年金改革案のことである。そういう無責任な「抜本改革案」は、実際に制度を動かす中で日々格闘されている責任あるポジションにいる人たちが、議論の相手としてわざわざ取り上げてあげる必要はない。

ちなみに、上記2の「拋出履歴」の話については、まともな柳家さん八師匠にご登場を願うでしょう——頼りっぱなしで申し訳ありません<(_)>ぺコッ。

仮に一元化したとして、今までの制度との整合性をどうするのかねえ。今まで保険料をきちんと納めてきた人と、そうじゃない人をどう区別するんでしょうか。

最後の最後に、他の条件が一定であるとき、労務コストが高くなれば労働需要量は減る。この点をどう考えるか？——という問題がある。この問題について、K 委員は、パート労働者への厚生年金適用を支持している労働組合に対して質問していたので、彼ら労組の回答を、いずれ公開されるであろう議事録の中から探してもらえればと思う。

うへんっ、ディベート講座の口調とは、最後の方は少し変わってしまったかもな。でもまあ、いいっか（笑）。

映画「サンキュー・スモーキング」のすゝめ——The End

補論——社会保険適用と就労調整について

仮に週 20 時間以上働くパート労働者に厚生年金が適用されるように改革がなされたら、厚生年金の負担を免れるためには週労働時間を 20 時間未満に減らさざるを得ない。労働時間を減らすことにより保険料負担を避けるか（しかしその際の手取りは減る）、それとも労働時間を増やして保険料の負担を相殺するか——このあたりについては厚労省の試算があるので参照されたい（次頁）。なおここでは、週労働時間 20 時間以上 39 時間未満の者に厚生年金、健康保険、介護保険が適用される状況で試算が行われている。

一元化すれば、今までの基礎年金分に上乗せしてくれるのならうれしいけど、どうもそんな話じゃなさそうだし。難しいねえ。

勿凝学問 65 柳家さん八師匠の年金高座

社会保険適用と就業調整について

資料1

社会保険適用に伴い発生する保険料負担を回避するため、パート労働者本人が「就業調整」を行うか否かについては、

- ① 何らかの適用基準を設ける限り「就業調整」は不可避である
- ② 就業調整が発生するとしても、なくすように工夫して適用拡大を図るべき
- ③ 例えば「週労働時間20時間以上」を適用対象とした場合、実際には「就業調整」は起きにくいといった様々な見解がある。

上記③の「実際には「就業調整」は起きにくい」との立場からは、

- 保険料本人負担を回避するため労働時間を短縮した場合、手取り収入がそれ以上に減少する場合が多いので、実際に労働者が就業調整を行うことは少ない、むしろ労働時間を延長して保険料負担による減収を補おうとするのではないか、との見解や、
- 労働時間を短縮しても一日又は半日拘束されることに変わりはないことから、週20時間未満への就業調整は起きにくいのではないか、との見解もある。

(参考) 社会保険適用に伴う収入の変化の例 (週労働時間20時間以上を適用対象とした場合のイメージ)

* 勤務期間、月収など別の切り口からも適用基準を設けた場合、これらの基準で適用除外となる者には下記の保険料負担は発生しない

適用前の 労働時間	保険料本人負担に伴 う手取り収入の変化	適用(保険料負担)を回避するための 週労働時間	賃金収入の変化	保険料負担による減収を補うための 週労働時間	賃金収入の変化
29時間	-12.0% (厚生年金 7.3% (14,642/2) 健康保険 4.1% (8,212) 介護保険 0.6% (1,231/2))	19時間	-34.5%	33時間	+13.8%
25時間		19時間	-24.0%	28時間	+12.0%
22時間		19時間	-13.6%	25時間	+13.6%
21時間		19時間	-9.0%	24時間	+14.3%

(注1) 時間給制で、労働時間の増減に伴い比例的に賃金収入が増減することを前提としている

(注2) 厚生年金の保険料率は18年9月～19年8月のもの、健康保険、介護保険の保険料率は政管健保のもの(18年3月～)